

平成31年

第1回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成31年2月4日

神戸市 センタープラザ11階大会議室

平成31年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成31年2月4日） 会議録

議事日程

平成31年2月4日午後2時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第1号 平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)
- 第 5 議案第2号 平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する
条例制定の件
- 第 7 議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第5号 平成31年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 9 議案第6号 平成31年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計予算
- 第10 請願第1号 後期高齢者医療保険料の軽減特例継続と医療費の窓口負担2倍
化しないことを求める請願
- 第11 報告第1号 専決処分の報告について(和解)
- 第12 一般質問
- 第13 議長の辞職

- 第 14 議長の選挙
第 15 副議長の辞職
第 16 副議長の選挙
第 17 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件
第 18 同意第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
第 19 議会運営委員会委員の選任
-

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（31名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 寺 崎 秀 俊 | 3 番 森 山 敏 夫 |
| 5 番 石 井 登志郎 | 6 番 浜 辺 学 |
| 7 番 佐 藤 徳 治 | 8 番 行 澤 睦 雄 |
| 9 番 吉 岡 秀 記 | 10 番 森 田 敏 幸 |
| 11 番 岡 田 康 裕 | 12 番 山 本 実 |
| 14 番 片 山 象 三 | 15 番 北 野 聡 子 |
| 16 番 大 眉 均 | 17 番 登 幸 人 |
| 18 番 小 田 秀 平 | 19 番 小 林 昌 彦 |
| 20 番 入 江 貢 | 21 番 佐 伯 武 彦 |
| 23 番 深 澤 巧 | 24 番 鬼 頭 哲 也 |
| 25 番 登 里 伸 一 | 26 番 多 次 勝 昭 |
| 27 番 金 村 守 雄 | 28 番 中 村 司 |
| 29 番 石 井 雅 彦 | 30 番 宮 脇 修 |
| 31 番 笹 倉 康 司 | 32 番 大 竹 正 |

35番 藤原 茂 37番 名倉 嗣朗
39番 庵途 典章 40番 浜上 勇人
41番 西村 銀三

欠席議員（9名）

2番 内海 將博 4番 和田 満
22番 平野 齊 33番 三村 隆史
34番 前田 義人 38番 遠山 寛

説明のため出席した者

広域連合長 藤原 保幸
副広域連合長 岩見 武三
副広域連合長 橋本省 三
事務局長 日下 優
情報システム課長 内橋 宣明
資格保険料課長 濱本 範子
給付課長 中西 保美
財政係長 下里 章仁
保険料係長 竹内 里津子
保健事業・適正化係長 栗林 正司

職務のため出席した職員

事務局次長 長谷川 義晃
事務職員 中西 基彦

(午後 2 時開会)

○議長 (寺崎秀俊) ただいまから、平成 31 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開会いたします。

なお、2 番、姫路市、内海議員、4 番、明石市、和田議員、22 番、篠山市、平野
議員、33 番、播磨町、三村議員、34 番、神河町、前田議員、38 番、上郡町、遠
山議員から欠席する旨の届けが出席しております。

次に、報道機関の記者から写真撮影許可の申し出がありましたので、議会傍聴規則
第 13 条ただし書き、及び議会運営委員会決定事項の 5 の 1 の規定に基づき、これを
許可いたします。

開議に先立ち、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたしま
す。

藤原広域連合長。

(藤原広域連合長 登壇)

○広域連合長 (藤原保幸) 広域連合長を仰せつかっております伊丹市長の藤原保
幸でございます。

本日、平成 31 年第 1 回となります兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招
集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務御多忙の中、御出
席を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、各市町におかれましては、日ごろより
後期高齢者医療制度の運営に御努力をいただいていることに、この場をおかりして、
重ねて御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は来る平成 31 年度で発足後 12 年目を迎えます。兵庫
県の後期高齢者医療の規模は、制度発足当初の被保険者数が約 56 万人でありました
が、高齢化の進行によりまして、現在では被保険者数が 76 万人余となりまして、来
年度末には 80 万人に達するものと思われております。また、医療給付費でございま
すが、こちらは平成 29 年度決算ベースで 7,018 億円余となっております。

ざいます。

今後とも被保険者数は年々増加し、3年後からは団塊の世代が後期高齢者に到達していくことから、さらに医療給付費が増大していくことが見込まれております。制度の運営主体である広域連合といたしましては、国の動きをしっかりと注視していくとともに、被保険者が安心して医療を受けることができるよう関係市町ともよく連携、協力し、より一層、安定的な制度運営を行っていく必要があると考えております。

本日は、平成30年度の補正予算、条例改正、平成31年度予算などの諸案件を提案させていただいております。各議案につきましては、後ほど御説明いたしますので、何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（寺崎秀俊） これより、本日の会議を開きます。

（開議）

○議長（寺崎秀俊） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。最初に諸報告を申し上げます。お手元に配付のとおり、監査委員より、監査報告第3号から第5号に至る報告がありました。

次に、平成30年10月31日、欠員となっておりました議会運営委員会委員に兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条ただし書きの規定に基づき、議長におきまして、加西市、西村議員を指名いたしましたから、御報告申し上げます。

次に、福崎町、橋本議員から平成31年1月18日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたから、御報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、「議席の指定」を行います。議席はただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、7番、芦屋市、佐藤議員、及び35番、市川町、藤原議員を指名いたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺崎秀俊) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、議案第1号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(2号)」及び日程第5、議案第2号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長(日下 優) ただいま上程されました、議案第1号及び議案第2号につきまして、相互に関連いたしておりますので、一括して御説明申し上げます。

定例会提出議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,722万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,249万6,000円とするものでございます。これは、市町が実施する事業に対する補助金の交付等に係る所要の補正を行おうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、平成30年度補正予算・平成31年度予算に関する説明書の1ページから3ページに記載しております。以上、議案

第1号について御説明申し上げました。

次に、議案第2号「平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

定例会提出議案書の3ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,583万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,514億5,555万8,000円とするものでございます。

これは、健康保持増進事業費等の減額とそれに伴う国庫補助金の減額等に係る所要の補正を行おうとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、平成30年度補正予算・平成31年度予算に関する説明書の4ページから6ページに記載しております。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） ただいま説明がありました平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

予算の事項別明細書3ページの一般管理費の中で、委託料1億4,352万2,000円、医療費適正化等推進事業費補助金154万4,000円、特別対策補助金等5,028万4,000円が計上されております。次ページにはその財源として、特別会計で受け入れた特別調整交付金1億6,526万1,000円、老人医療費適正化推進補助金3,196万6,000円などが上げられております。この委託料及び補助金の内容とその財源について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺崎秀俊） 事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員の御質問に対してお答え申し上げます。

このたび一般会計を補正するのは、主に国からの補助金等の決定の内示ですとか、あるいは交付基準が示されたことに伴いまして、市町が実施する事業の補助金を交付できるよう所要の補正をするものでございます。

支出のほうの内訳でございますが、まず、補正額1億4,352万2,000円の委託料の内訳でございます。主に、医療費二次点検及び医療費通知に関する委託1億1,500万円、そして、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金対象事業といたしまして、システムの改修に充てる費用3,000万円、そういったものを予定しております。

それから、もう1点の負担金5,028万円の内訳でございますが、主に、制度の見直しに関する広報に係る経費325万円、そして、保健推進事業の実施のための費用として6,291万円等を内訳としております。

これらの財源でございますが、特別会計からの繰り入れということで措置をしておりますが、特別会計のほうは特別調整交付金対象事業として、主に長寿・健康増進事業費、あるいは制度事業費補助等を財源としておるものでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 大眉議員。

○16番（大眉 均） 今、御説明がありました特別調整交付金の長寿・健康増進事業ですね。これは、今まで人間ドック等に使うものとして各市町に補助金を出しておられて、これからは特別会計で受け入れしたものを一般会計へ繰り入れている。ところが、次の議題になるわけですが、平成31年度からは特別会計で使うというふうになっているわけですね。特別調整交付金がこの補正で上げられてくるといのがちょっと理解できなかつたんですけども、そういう点で、今、この補正で上げて、そうした事業をやっていくという点では、この年度中の事業となるわけですか。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） はい、今のお尋ねですが、まさにそのとおりでございます。そして、次の議題にも関係しますが、平成31年度から、長寿・健康増進事業につきましては特別会計で全部、処理をしていこうと考えております。

これまでは、長寿・健康増進事業については特別調整交付金として特別会計で受けて、それを一般会計に繰り出し執行していたわけですが、これは、かつて、長寿・健康増進事業が一般会計の事務経費的な内容を含んでいたためでございます。

ところが、毎年、メニューが変わってきてございまして、どちらかというところと給付事業、あるいは保健事業に近い内容になってきてございますので、平成31年度から特別会計で処理をしていくことが適正と考えています。今回の一般会計の補正は、平成30年度の補正ということで、今年度までは一般会計で処理をしていきますが、来年度以降は特別会計に組みかえていきたいと考えてございます。

○議長（寺崎秀俊） 本件について、ほかに発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第7、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第8、議案第5

号「平成31年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第9、議案第6号「平成31年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び日程第10、請願第1号「後期高齢者医療保険料の軽減特例継続と医療費の窓口負担2倍化しないことを求める請願」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

日下事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長（日下 優） ただいま上程されました、議案第3号から議案第6号までにつきまして、一括御説明申し上げます。

定例会提出議案書の5ページをお開きください。

議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

なお、各市町から当広域連合事務局への職員派遣ローテーション表の案を議案第3号関連参考資料として配付しておりますので、別添の参考資料の冊子の1ページを御参照願います。

本件は、被保険者数の増加に伴う業務量の増加等に対応するため、広域連合長の事務部局の職員定数を39人から40人に増員しようとするものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げます。

次に、議案第4号に関して、議案書による説明の前に、平成31年度以降における保険料の軽減について御説明申し上げますので、別冊の参考資料の2ページ「議案第4号関連参考資料」を御覧ください。

後期高齢者医療制度発足時における保険料の激変緩和措置として、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置については、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から段階的に所得割軽減及び元被扶養者の均等割軽減が見直されてきました。

その中で据え置かれていた所得の低い被保険者に対する被保険者均等割額の軽減、本則 7 割軽減のところ、国の予算措置により、9 割、または 8.5 割軽減とする軽減特例については、平成 31 年 10 月から、消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給が開始されるのに合わせて見直されるものです。

9 割軽減の対象となる方は、世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が 33 万円以下で、世帯の被保険者全員の所得が 0 円である被保険者、年金収入のみの方は、80 万円以下の収入の方になります。表 1 のように段階的に見直ししていきます。

8.5 割軽減の対象となる方は、世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が 33 万円以下で、9 割軽減に該当しない被保険者で、表 2 のように段階的に見直します。

3 ページに移りまして、低所得者の 2 割軽減、5 割軽減の対象となる方につきましては、表 3 のように基準額が引き上げられ、対象者が拡大されます。

それでは、定例会提出議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 4 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、所得の少ない方に係る被保険者均等割額の 5 割軽減、2 割軽減の対象拡大を行うとともに、国の予算措置により実施されてきた、所得の少ない方に係る被保険者均等割額の軽減特例措置について、平成 31 年 10 月から国庫補助が廃止されることに伴い、9 割軽減が平成 32 年度にかけて、8.5 割軽減が平成 33 年度にかけて段階的に縮小、廃止する改正のほか、既に適用を終えた附則を整理する改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第 4 号について御説明申し上げます。

次に、議案第 5 号「平成 31 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に

ついて御説明申し上げます。

定例会提出議案書の12ページを御覧ください。

本予算は、一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ15億3,458万7,000円とするものでございます。

それでは、別冊の平成30年度補正予算・平成31年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書の8ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金は、各市町からの共通経費分賦金、第2款国庫支出金、第1項国庫補助金は、医療費適正化等推進事業に係る後期高齢者医療制度事業費補助金等でございます。

9ページを御覧ください。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費の主な内訳でございますが、第12節役務費は郵送代等の通信運搬費等でございます。

10ページに移りまして、第13節委託料は、標準システムの運用・保守業務、レセプト管理業務等の委託費でございます。第19節負担金補助及び交付金は、事務局職員の給与費負担金等でございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。

次に、議案第6号「平成31年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます

定例会提出議案書の15ページをお開きください。

第1条は、特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ7,724億9,399万2,000円とするものであります。

それでは、別冊の平成30年度補正予算・平成31年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書の12ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町の保険料等負担金、及び療養給付費負担金でございます。第2款国庫支出金は、国の療養給付費負担金等でございます。

13ページへ移りまして、第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金でございます。

15ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款保険給付費は、後期高齢者医療に係る療養諸費等で、被保険者数及び一人当たり医療給付費の増により5.4%の増となっております。第3款保健事業費は、市町が実施する歯科を含む健康診査や長寿・健康増進事業に対する補助経費でございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げました。

何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） それでは、ただいま説明がございました議案第4号、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第6号、平成31年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、質疑をさせていただきます。

まず、条例改正についてであります。低所得者の保険料均等割の軽減特例の廃止と、5割・2割の保険料軽減措置の対象者を拡大するものでございます。

一つ目に、低所得者の保険料均等割の軽減特例の廃止についてであります。

2008年度から始まりました後期高齢者医療制度は、75歳になった途端に高齢者をそれまで加入していた医療保険から切り離し、75歳以上の高齢者を被保険者と

する別立ての医療保険へ強制的に加入させる制度で、この制度の施行によりまして、多くの高齢者が多大の負担を強いられることになりました。

このように、年齢で区別した保険に加入させるような制度は世界にも例がなく、多くの批判の中で2008年度の制度開始に当たり、保険料の負担軽減措置をとらざるを得ませんでした。それまで各家族が加入する健康保険の扶養者となってきたお年寄りが突然に被保険者本人となって、ゼロだった保険料が年間何万円も払わなければならないこととなります。

あわせまして、低所得者への軽減措置が講じられましたが、しかし、このような特例措置を行っても、なお、低年金者や無年金者などの低所得の高齢者にとっては、医療費の自己負担や介護保険の負担と相まって、保険料の負担は大変重いものでございます。

その状況は変わっておりません。10年たったから、保険料の負担軽減の特例措置を段階的になくしていくということについては何の道理もございません。むしろ、この10年間、年金制度改悪で、受け取る年金は減っています。年金の減った高齢者に保険料の軽減特例措置をなくし、保険料負担を多くすることこそ問題でございます。

所得割を負担する方のうち、所得割額算定に係る所得が58万円以下の方は、特例措置により、平成28年度までは5割軽減でしたが、制度の見直しによりまして、平成29年度は2割軽減となり、平成30年度、今年度から廃止になりました。

被用者保険の被扶養者だった方は、特例措置により所得割がかからず、均等割は9割軽減でありましたが、平成29年度は7割軽減、平成30年度は5割軽減、平成31年度以降は本来の軽減になっています。

新たに加入される方は、加入後2年を経過する月まで5割軽減ですが、それ以降は本来の軽減となっています。

こうした保険料の特例軽減のうち、低所得者に対する均等割の7割軽減を9割と8.5割に軽減する特例措置につきましては残されていたものでありますが、このたび、

特例軽減も段階的に7割軽減にする条例改正案が出されています。

広域連合として、保険料軽減特例措置の現行制度維持と併せて、恒久化についても検討するよう要望されてまいりましたが、制度廃止に至ったことについての見解をお尋ねいたします。

次に、現在、年金収入が80万円以下の人は、9割軽減で年間の保険料は4,885円ですが、平成31年度から8割軽減になり、保険料は2倍の9,771円、平成32年度からは7割軽減になって、3倍の1万4,658円になります。

年金収入が168万円以下の方は、現在、8.5割軽減で年間保険料は7,328円ですが、平成31年度は激変緩和で据え置かれるものの、平成32年度は7.7割軽減で保険料は1万992円と1.5倍になり、3年後の平成33年度には7割軽減の1万4,656円と2倍になります。

平成32年度に保険料の見直しがされ、引き上げが行われた場合には、それ以上の負担増になってまいります。保険料の軽減特例の影響額について、どのようになるのか、お尋ねをいたします。

次に、保険料均等割5割軽減・2割軽減判定の基準額を、5割軽減では、基礎控除額33万円を加える額を27万5,000円から28万円に、2割軽減では、50万円から51万円に引き上げ対象者の拡大がされることになりますが、それぞれの対象者の人数と金額は幾らになるのか、お尋ねをいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

一つ目に、歳入のうち、事項別明細書の13ページで、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金53億2,617万4,000円となっております。基金繰り入れの目的と基金残高はどのようになっているのか、御説明をお願いいたします。

2つ目に、歳出のうち、事項別明細書の15ページになりますが、健康診査費8億7,935万8,000円となっております。その財源として、国庫補助金2億9,311万9,000円、その他の特定財源5億8,623万9,000円となってい

ます。

1 点目に財源内訳について、お尋ねをいたします。

2 点目に、健康診査費及び歯科検診の受診率の向上について、お尋ねをいたします。

3 点目に、健康診査は市町によりそれぞれ独自の方法で行われているようですが、その費用負担はどのようになっているのか、市町の負担軽減についてお示してください。

4 点目に、国庫補助の基準単価及び補助率の引き上げを求めておられますが、現在の単価及び補助率と引き上げの要望内容について、お尋ねをいたします。

5 点目に、兵庫県に対しても財政支援を求めておられますが、現状と今後の取り組みについてお尋ねします。

2 つ目に、その他健康保持増進事業の長寿・健康増進事業 1 億 4, 279 万 6, 000 円についてであります。これは、国の特別調整交付金を財源にして、人間ドックなどに対する市町に補助金を出すわけでありますけれど、現状の利用者数と今後の見込みについて、お尋ねをいたします。

3 つ目に、保険者インセンティブの取り組みについてであります。厚生労働省では、予防健康づくりや医療費適正化の事業実施の取り組みを支援するための仕組みとして、評価指標に基づき広域連合の取り組みを評価し、特別調整交付金に反映させる保険者インセンティブが行われております。取り組みの現状と今後の方策について、お尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

まず、1 点目、軽減特例の廃止についての見解でございます。

確かに軽減特例というのは、後期高齢者医療制度の円滑な導入を図るために国が予算措置として実施されてきたものでございます。その中で一番最後まで残っていた均

等割の軽減について、このたび、国がそれを本則に戻すという方針を示したのでございます。

私ども当広域連合といたしましても、御指摘のとおり、国に対して、軽減特例の均等割については現行制度を維持するように、あるいは、併せて恒久化についても検討してほしいという要望もしてまいりました。また、やむを得ず見直す場合については、低所得者に対する負担軽減措置と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないようきめ細かな激変緩和措置を講じること等も要望してきたところでございます。

これについては、今年の11月にも全国協議会を通じて国に要望してきたところでございます。

これに対しまして、国は、平成28年12月に社会保障制度改革推進本部の低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と併せて併せて見直しを実施するという決定を受けて、平成31年度の政府予算案を今年の12月21日に閣議決定をして、見直しをするという方針を明らかにしたところでございます。

当広域連合といたしましては、現行の制度維持はかなわなかったのですが、消費税率引き上げによる財源を活用した、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給に併せて見直されること等から、急激な保険料の増加とならないよう、一定の緩和措置がとられているものと受け取っているところでございます。

そういったことで、今後は被保険者の理解を得るために、国や関係機関とも協力して周知広報に努め、皆様の御理解を得ていきたいと考えてございます。

次に、9割軽減と8.5割軽減の影響でございます。個々の状況につきまして、大眉議員から質問の中で御説明がありましたので、私からは、総額で幾らくらいになるのかということをお願いしたいと思います。

平成31年度につきましては、9割軽減の方が8割軽減になると。それから、8.

5割軽減の方はそのまま維持されますので、平成31年度の影響額としては9億1,200万円程度を見込んでおります。ちなみに、平成32年度につきましては23億7,000万円、さらに、平成33年度につきましては29億2,000万円程度を見込んでおります。これはあくまで保険料率が平成30、31年度と同じ料率、それから、人数につきましても、平成32年3月末の見込みでの、あくまでも試算でございます。

次に、均等割額の2割軽減・5割軽減の拡大対象者の人数と金額でございます。これにつきましては、基準額の引き上げに伴いまして、当広域連合、平成31年度の2割軽減の対象者数は約8万8千人が約9万人となりまして、約2千人の増加を見込んでおります。それから、5割軽減の対象の方は約7万人が約7万2千人となり、約2千人の方が増加すると見込んでおります。

一人当たりの年間保険料の額は、これまで低所得者軽減を受けられなかった2割軽減となる方は年間保険料4万8,855円から3万9,084円となり、9,771円の減額となることとなります。

それから、平成30年度まで低所得者の2割軽減だった方で、平成31年度から5割軽減となる方の年間保険料額は3万9,084円から2万4,427円となり、1万4,657円の減となる見込みでございます。

全体の影響額、財源の額としましては、合わせまして、6,582万円程度の財源が必要になると見込んでございます。

次に、平成30年度末の基金残高は123億1,513万円余りでございます。そのうち、53億2,617万円余りを保険料の上昇を抑制するために平成31年度に取り崩して、特別会計に繰り入れをしようとするものでございます。繰り入れ後の基金残高は69億8,896万円余りになる見込みでございます。

次に、健康診査費8億7,900万円余りの財源内訳でございます。この財源につきましては、国からの補助金2億9,311万円余りと保険料5億8,623万円余

りとなってございます。

次に、健康診査及び歯科健診の受診率の向上についてでございます。平成29年度の健康診査の受診率は19.9%、歯科健診の受診率は1.4%でございました。第2期データヘルス計画では、計画の目標として、健康診査受診率の一層の向上を上げてございます。その目標値として、平成35年度に受診率を27.6%以上まで引き上げることとしております。このため、平成31年度の当初予算では、健康診査の受診率は22.8%を目標として費用を積算しているところでございます。

次に、健康診査の市町の負担軽減についてでございます。各市町が実施する健康診査の費用につきましては、3分の1が国から補助され、残り3分の2については広域連合が保険料を財源として補助をさせていただいております。ただし、市町が実際に健康診査に要した費用が全て国と広域連合からの補助金で賄われているわけではないと認識をしております。

平成29年度の決算ベースでは、広域連合が交付した補助金総額が約7億6,765万円余りであったのに対しまして、市町が事業を要した費用は合計で約9億6,000万円余りであり、市町の持ち出しは約1億9,240万円となっているところでございます。

ちなみに、医科健診の単価ですが、集団健診の場合は、課税世帯の方は4,190円、非課税世帯では5,390円、個別健診では、課税が5,490円、非課税が7,060円となっております。

このように、市町の持ち出しが発生する理由としましては、市町が健診機関に実際に支払う健診委託料に比べて、国の補助単価が低い場合が多いことですか、あるいは、補助対象にならない健診項目について、独自に実施されている場合等が考えられます。このため、市町によって、受診率が向上すればするほど、市町の独自財源の持ち出しが増えているということにもなっていると認識をしております。

そういったことから、議員の御指摘にもございましたが、広域連合といたしまして

は、国に対しまして、国庫補助の基準単価及び補助率の引き上げについて要望をしているところでございます。

また、兵庫県の財政支援については、健康診査及び歯科検診とも県からの補助がないという状況でございます。こういったことから、これまでも兵庫県に対しまして、支援をいただくよう要望もしてまいりましたが、今後もこれについては県に対してもお願いをしてまいりたいと考えております。

それから、その他健康保持増進事業の長寿・健康増進事業約1億4,000万円についてでございます。これにつきましては、国からの長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金を財源として、市町が実施する人間ドックやはり・きゅう等の利用助成、健康相談、健康教育に係る費用などを補助するものでございます。

その中で人間ドックの費用助成でございますが、平成31年度につきましては、現在、4,313人の助成をする予定で予算を計上させていただいているところでございます。

続きまして、保険者インセンティブの取り組みについてでございます。これは、議員からの御質問の中にございましたが、保険者インセンティブにつきましては、平成28年度より国から特別調整交付金として交付されております。保険者インセンティブに係る特別調整交付金は、国が示す評価指標に係る取り組みを実施している場合に所定の点数が加算され、その点数及び被保険者数に応じて、広域連合に配分、交付されるものでございます。

平成29年度につきましては、当広域連合でもこの国の指標に基づいて採点が行われ、申請をいたしております。平成29年度に1億7,868万円余りが交付されているところでございます。

当広域連合では、これを財源にして健診の結果を活用した取り組み、あるいは、健康ポイントなど被保険者の主体的な健康づくりに対する取り組みを実施している市町に対しまして、補助金として交付する予定でございます。

平成31年度につきましても、平成30年度に交付予定の保険者インセンティブの特別調整交付金を活用して、市町に助成をしていきたいと考えてございます。

なお、まだ平成30年度に交付予定の保険者インセンティブの額は確定をしておりませんので、そういったものが明らかになった時点で、措置を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 大眉議員。

○16番（大眉 均） ありがとうございます。

たくさん質問させていただいたのでわからなくなってしまうんですが。

まず、低所得者の特例廃止ですよね。今まで何回も国に対して、この特例軽減の維持を要請されてきました。残念ながら、平成29年度からだんだんと廃止をされてきて、いよいよ最後に残っております低所得者、ざっと4割強の方々が今度からは、保険料が平成32年度に値上げをされなければ、数字としましては、現在の保険料が9割軽減の方で3倍になる、そして、8.5割軽減の方で2倍になるということでございますよね。

先ほど御説明がありました介護保険料の軽減とか、あるいは、年金の支給が少ない方に対する補助とかが消費税の増税に伴って出されてくるようではありますけれど、それは一時的なものでありまして、それでも、これまでからも保険料の軽減特例をいろんな形で廃止をされてくる。そういうもとで高齢者の保険料というのがずっと上がってくるという状況になっているわけですよ。

高齢者の状況は先ほどから申し上げていますように、年金は減らされる、そして、介護保険料やその他の税負担、公共料金の負担、あるいは消費税の負担もこれから起こってくるわけでありまして、そういう負担の上に、この保険料の引き上げが2倍、3倍になるというのは、とても耐えられないという状況になってくるということですよ。

そういうことに対して、今までから、この特例軽減の措置は、発足当初からやってきたんだから残してくださいよということが全国的な協議会、あるいは、当広域連合といたしましても要請を続けてこられたわけでありますよね。それなのに、何で上がったのかと。

いや、先ほどの閣議決定で予算が決められたからというような話、そして、予算は決められたけれども、要するに激変緩和措置がとられているからというようなお話でございました。本来の軽減特例を廃止しないでというこの要望がなかなか、かなわなかったということについて、どうお考えなのかということです。

初めから、いやいや、それは仕方ないことだから、激変緩和措置をとってほしいねというほうの、後半の部分に力を置いておられたんではないかというふうに勘ぐってしまうわけですが、その辺のところの見解をお尋ねしておるわけでございます。

影響額等につきましては言われました。

そして、このたび、その半面、低所得者の5割・2割の軽減の拡大がありましたけれども、先ほどの御説明でも、軽減特例の廃止によりまして影響額は非常に大きいものがありますよね。全体としましては、9億1,200万円、平成31年度の予定ではです。その半面、2割・5割の軽減が入ったとしても、数千万円しか減らないということでございますので、これはやっぱり、もっと力を入れて要求をしていただけたらというふうに思うわけなんです、ぜひ、連合長のお話をお聞きしたいと思っております。

それから、健康診断等々につきましてお話がありましたが、やはり、市町の持ち出しが多い。先ほど事務局長が説明をされましたように、受診率を向上させればさせるほど、市町の持ち出しも増えてくるんじゃないかという話です。これは、全国協議会のほうで言われていますように、本来国がやっていくという仕事で、補助金を3分の1ではなくて、もっと増やしていただくとか、あるいは基準額を見直しておいていただくとかということが、本来必要ではないかと思っておりますよね。

受診率をやっぱり高めていくということが、これからの高齢者の健康を維持していくという上で、また、医療費を抑えていくという上で、非常に大事なことだと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員の御質問に対して、お答えを申し上げます。

まず、軽減特例について、これまで恒久化するように、あるいは継続するようにという要望をしていたのに弱かったんじゃないかというような御指摘でございますが、私どもといたしましても、軽減特例の最後の均等割につきましても、10年間ずっと続いてきた、そういった特例でございましたので、当広域連合、それから全国広域連合の協議会といたしましても、何とかこれを恒久化してほしいという要望はしてまいったわけでございます。

ただ、私どもとしても、そういう要望をずっとしてまいったんですけれども、国は、あくまでも導入時における、円滑に導入するための特例措置であるという、予算措置であるという考えでございまして、先ほど申しましたように、社会保障制度の改革推進本部で平成28年12月に決定され、それに伴って昨年の12月に見直しの予算が決定をされたわけです。平成28年の改革推進本部の決定があったんですけれども、連合協議会としては何とか、それを維持、恒久化してほしいという要望をしてきたという経緯がございます。

何もそれを緩和措置がされたからよしとするわけではないんですけれども、私どもとしては、言うべきことは国にお伝えをして、その上で国が全体の社会保障の維持をしていく中で、御判断を下されたと受けとめておりまして、我々としては独自の財源を持っておりませんので、被保険者、あるいは関係者の皆さんに御理解をいただけるように丁寧に説明をしていきたいと考えているところでございます。

それから、軽減特例の廃止によって、9億円ほど影響があって、2割・5割の拡充でも6,000万円ということで、もっと要求していくべきだとおっしゃっていただいておりますが、先ほども申し上げましたように、私ども広域連合といたしましては、そういった独自の財源がございませんので、これについては被保険者に御負担をいただくということを丁寧に説明するしかないと考えてございます。

それから次に、健診の受診率を向上させていくべきではないかということは、まさに議員の御指摘のとおりでございます。私どものほうも各市町と連絡をいたしまして、受診率の向上について、常に連絡をとっているところでございます。

なかなか受診率のほうが上がってこないというのも事実でございます。私ども、それから市町ともに苦慮しておるところでございますが、平成29年11月にアンケートを実施したところによりますと、対象者全員に個別に健康診査の案内を送付しているとか、あるいは、個別健診を実施している市町につきましては、おおむね受診率が高い傾向にございます。

一方で、健康診査の案内を広報のみにとどめている場合、あるいは、受診できる日時や会場が比較的限定される集団健診を実施している市町については、受診率が低い傾向が出てきてございます。

こういったことから、受診率につきましては、市町の実施の仕方によっても差がついているというのが現実でございます。そういったことから、こういった状況について、私どものほうから、各市町のほうにもお知らせをしまして、受診率の高い市町の取り組みを具体的にお示しするなど、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

それから、健診を実施すればするほど市町の持ち出しが増えるということで、確かに、市町にはそういった面で非常に御苦労かけているわけですが、広域連合としてこれ以上の負担をすることは、保険料の上昇にもつながることから、非常に難しい課題と考えております。そういったことから、引き続き、国に対しまして、基準単

価、それから補助率の向上、これを要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊）　大眉議員。

○16番（大眉　均）　保険料の軽減特例の廃止によりまして、大きな負担がそれぞれの高齢者にかかってくるわけですね。ただ、その対象となる方が、年金だけの方ですと80万円以下ということで、それだけでは暮らしていけないような人たちにこれから3倍の保険料を課していいのかという問題ですよ。

それは国の方針だからということで受け入れするというのは、方針は方針でございますけれども、後期高齢者の制度発足で、軽減特例で何とか持たせてきたけれども、これからは団塊の世代が一斉に後期高齢者になる時代を迎えて、このままでは、この制度そのものが危うくなってしまわないかと危惧するものでございます。

そういう点では、本当に国に対して、この制度をもう少し見直しすることが必要となってくるというふうに思うわけなんですけれども、そういう点で、国に対するこの要望活動といいますか、本来ならば、最初に申し上げましたように、高齢者は窓口負担もゼロだったという一般の、ほかの保険者の家族の中に入って行って、無料だったという制度そのものがこの日本では必要なのではないかと思うわけですね。そういう点で、保険料のこの値上げというのが、大変大きな負担増につながってくると思います。

それで、もう1点ですが、健康診査でございますけれども、それぞれの市町の受診率というのはかなり違っているように、前の資料から推察するわけでございますけれども、そういう点で、受診率の向上というのが必要になってくると思うんです。

これを保険者インセンティブというのは、それぞれの国民健康保険も保険者インセンティブをやられておりますけれども、そういう保険者インセンティブで各保険者を競争させるというようなことで、平成28年度は20億円ですか、それから、今年度は100億円ですか、そういうものを分け合い競争させるというようなやり方は、か

えっておかしなことになっていくんではないかと思うんですよね。

そのメニューはたくさんございますし、兵庫県の場合は、平成28年度は66点で、宮崎県に次いで2番目だというふうに点数の評価はそういうふうになっておりますけれども、まだやっておられることがなかなか目に見えてこないというのが現状ではないかと思っておりますけれどね。

そういう点では、それぞれ、お一人、お一人の高齢者の健康、特に、重症化しないというような話ですよね。そういうための施策というのがとられていくというのがこれからの方向ではないかと思っておりますけれどね。

やはり、平均年齢にできるだけ健康で長生きするというためにも、健康診査の受診率を向上させたり、あるいは、他の施策、保健事業を充実させていくということが必要ではないかと思うんですけれども、今後の取り組みについて、もう一度、お願いします。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 確かに保険者インセンティブ制度というのが平成28年度からスタートしまして、十分に国のほうも予算額を上げてきてございます。評価指標もいろいろ見直しをかけながらやっているところでございますが、当広域連合といたしましても、そういったインセンティブに係る項目についても、保健事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

議員がおっしゃるように、確かに競争しようと、なかなか競争になじまない部分もありますので、そういう高齢者の特性に応じた取り組みをやってまいりたいと思えます。

なお、国民健康保険では、受診率が保険者インセンティブの評価対象となっておりませんが、後期高齢者医療につきましては、受診率については評価の対象にはなっておりません。そういったことから、より高齢者に応じた保健事業を展開していくことができるのではないかなと考えております。

中でも、先ほど議員からも御意見がございましたが、重症化予防、あるいはフレイル対策、こういったことについて取り組みを強めていきたいと考えております。

そのためには、各市町との連携というのは大事でございます。実は、平成30年度から、私どものほうから市町の担当部局のほうに出向きまして、いろいろ情報交換等もさせていただいているところでございます。そういった市町の事情等もよくお聞きして、効果的な方法を考えていきたいと考えております。

それから、保健事業のテストケースでございますが、特に、高齢者につきましてははたくさんのお薬を持たれているということがあるようでございます。たくさんのお薬を受診され、いろいろなお薬を持っておられることから、お薬が重なっている分があったり、飲み合わせの部分もあったり、そういったことも問題になっておりますので、こういった薬の多剤についても、これ一挙には全広域エリアには上げられませんが、幾つかモデル事業でそういった重複・多剤の取組みについても対策を講じていきまして、そういった高齢者の健康保持のために努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。登壇の上、御発言願います。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） 議案第4号、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第6号、平成31年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論を行います。

このたびの低所得者の保険料均等割の特例廃止に伴い、9割軽減の方は2019年

度から8割、2020年度から7割と保険料は3倍になります。その対象者は18万4,422人で、被保険者の23.2%に当たります。また、8.5割軽減の方は、2020年度から7.75割、2021年度から7割と保険料は2倍になります。その対象者は14万7,765人で、被保険者の18.6%に当たります。特例廃止に伴う対象者は合わせて33万2,187人で、被保険者の41.8%になります。

年金給付金が支給されるとは言え、消費税の増税がされると、その負担も増えてまいります。高齢者の年金が減る一方で、介護保険料などの負担も増えてきており、高齢者の現状から見ると、とても容認できるものではありません。

特別会計予算では、今年度の保険料の引き上げと所得割の特例廃止、被用者保険の被扶養者の特例廃止などで、この間、高齢者の保険料負担は増え続けています。高齢者の負担をふやすことなく、高齢者の医療を受けやすくするとともに、健康診査などの保健事業を進め、健康で長生きできる制度にすることを求めて、討論といたします。

○議長（寺崎秀俊） 議案に対する討論は終わりました。

次に、日程第10、請願第1号について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番、三木市、大眉議員。登壇の上、御発言願います。

（大眉議員 登壇）

○16番（大眉 均） ただいま議題となっております請願第1号について、御説明をさせていただきます。

この請願は、後期高齢者医療保険料の軽減特例継続と医療費の窓口負担を2倍化しないことを求める請願であります。

後期高齢者医療制度の保険料は、2008年の制度導入後、5回にわたり値上げがされています。さらに、政府は、半数を超える被保険者に適用されていた保険料の軽減特例措置を2017年度から段階的に廃止してきましたが、高齢者の生活実態は当時と比べても悪化しており、廃止する根拠はありません。

しかも、今年度は軽減特例の段階的廃止による保険料の値上げと定額改定による値

上げが同時に実施され、二重の打撃になっています。

後期高齢者医療保険料はもとより、介護保険料など社会保障に係る高齢者の負担は増え続け、電気・ガスなどの公共料金とともに、生鮮食料品など相次ぐ諸物価の値上げに加え、公的年金の支給額が上がらないなどの影響もあり、高齢者の家計を直撃しています。ひとり暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準を下回り、高齢者世帯の27%が貧困状態に陥っています。

このような厳しい状態に追い打ちをかける75歳以上の医療費自己負担を2倍化する論議が経済財政諮問会議、財政制度審議会、社会保障制度審議会などで検討が行われています。

全国後期高齢者医療広域連合協議会では、国の負担による現行の軽減措置を維持・恒久化、後期高齢者の窓口負担について、現状維持に努めることを要望されています。

以上の点から、保険料の軽減特例措置を廃止することなく、もとに戻し、継続をすることと併せまして、医療費の窓口負担を2倍にしないよう求めるものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

日下事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（日下 優） 請願第1号について御説明申し上げます。

まず、請願事項1点目、「保険料の軽減特例措置の廃止を中止し、もとに戻し、維持、継続することについて」ですが、これまで保険料の軽減特例措置について、安定化を図る観点から、恒久的な制度とし、財源についても全額国庫とするよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、また、当広域連合単独でも国に要望してまいりました。

また、昨年11月には、平成31年度に見直すことが検討されている低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現

行制度を維持することと併せて恒久化についても検討すること、やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講じること等を全国協議会を通じて要望したところでございます。

所得割及び元被扶養者に対する軽減特例については、世代間・世代内の負担の公平性の観点、制度の持続性を高める観点から、平成29年度から見直しが行われたところであり、これらについて、廃止を中止し、もとに戻して維持、継続することは困難でございます。

低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給に併せて見直されることから、急激な保険料の増加とならないよう一定の緩和措置がとられているものと受け取っております。

今後は、被保険者の理解を得るために、国や関係機関と協力して周知広報に努め、安定的に制度運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、請願事項2点目、「75歳以上の医療費の窓口負担を2倍にしないこと」についてでございますが、後期高齢者の窓口負担のあり方については、国の経済財政諮問会議が取りまとめている新経済・財政再生計画の改革工程表2018において、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討する」と明記され、平成31年度に、「早期に改革が具体化されるよう関係審議会等において検討する」とされたところでございます。

広域連合としましては、後期高齢者の窓口負担については、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状の維持が望ましいと考えており、昨年11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、同趣旨の要望を行ったところでございます。

ただ、国において窓口負担の見直しが決定された場合、当広域連合においては、独

自の財源がございませんので現状を維持することは困難であり、国における議論を慎重に見守りたいと考えております。合わせて、高齢者の生活や負担能力にきめ細かい配慮を行い、必要な医療を受ける機会が確保されるよう、今後も引き続き、国に要望を行ってまいります。

以上、請願第1号について御説明申し上げます。

○議長（寺崎秀俊） 紹介議員の趣旨説明、及び執行機関の説明は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これより順次お諮りいたします。

まず、議案第3号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺崎秀俊） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺崎秀俊） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺崎秀俊） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号を起立の方法をもって採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺崎秀俊) 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第11、報告第1号「専決処分の報告について(和解)」を議題といたします。

報告を求めます。

日下事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長(日下 優) ただいま上程されました、報告第1号「専決処分の報告について(和解)」につきまして、御説明申し上げます。

定例会提出議案の18ページをお開きください。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分することができるのと御指定いただいている事項のうち、「目的物の価格が1件500万円以下である和解に関する事」に該当する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

本件は、交通事故により被保険者が負った傷害の治療に対して本広域連合が給付を行った医療費の求償について、加害者と和解した旨の専決処分を平成30年9月27日に行ったものでございます。

なお、本件交通事故による求償債務として、加害者が260万円を連帯して支払う義務があること、訴訟費用は各自の負担とすること等で和解しております。

以上、報告第1号について御報告申し上げます。

○議長(寺崎秀俊) 報告は、終わりました。

次に、日程第12「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。自席で御発言願います。

○16番（大眉 均） それでは、一般質問をさせていただきます。

高齢者の医療費の窓口負担について、もともと70歳以上の医療費の窓口負担は無料でありまして、医療の安心が保証されておりました。しかし、後期高齢者医療制度が導入され、1割負担が原則となって、現役並み所得者には3割負担が課せられています。重い負担に耐えられず、受診抑制さえ生み出しています。

ところが、安倍政権は社会保障費の自然増分の抑制路線を強め、医療費の膨張を抑えるとして、医療制度に関する審議会等で後期高齢者の医療費の自己負担、窓口負担を現在の1割から2割に引き上げることを検討しております。医療分野での保険料や窓口負担の増加は、高齢者の生活を直撃しておりまして、病院にかかりたくてもかかれない事態さえ生み出しております。

さらにこれに加え、介護分野でも保険料が上がり続け、逆に年金は減らされ続けることとなっており、どうやって生きていけばよいのかという悲鳴が上がっています。この状況に加えて、窓口負担が増加すれば、いよいよ病院にかかりたくてもかかれない事態を広げることになると思われまます。

全国後期高齢者医療広域連合協議会では、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持とすること等要望されております。75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担を原則1割から2割負担にすることについての見解をお尋ねいたします。

○議長（寺崎秀俊） 日下事務局長。

○事務局長（日下 優） 大眉議員の質問に対してお答え申し上げます。

窓口負担のあり方につきましては、大眉議員に御指摘いただきましたとおり、高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状の維持が望ましいと考えてございまして、全国協議会を通じて、同趣旨の要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊） 大眉議員。

○16番（大眉 均） その要望をぜひもっと広げて、強く要望していただきたいと思うんですね。予定によりますと、平成31年度からというような話もありましたけれども、今のところ、まだ検討されているとお聞きしているんですけどね。ぜひ、このことは強く要望していただきたいと思うんです。

連合長の御見解をお願いしたいと思います。

○議長（寺崎秀俊） 連合長。

○広域連合長（藤原保幸） 広域連合としての考え方は、今、事務局長から申し上げますとおりでありますけれども、私も伊丹市長として、伊丹市政を預かっている立場で、参考までに申し上げますと、やはり、市民の生活を守る立場からすれば、特に御高齢の方々、そういった注視する方もいっぱいいらっしゃいますので、先ほどの保険料を上げる話でありますとか、窓口負担を増やす話、なかなかこれは厳しいものがあるなと考えております。

そういうことで、今も説明しましたように、広域連合としてもそうした立場で要請していくわけでありまして、私どもとしてはそういう考え方でありますが、最終的には、じゃあそれを誰が負担するのかというような議論を今、御案内のとおり、通常国会が開かれておりまして、そうした国民的議論をしていただく必要があるのではないかと。

一方では、私も高齢者の生活を考えますと厳しいなと思うわけでありまして、今の社会保障制度、御案内のとおり、平成31年度予算100兆を超える、その財源の多くの部分が赤字国債ということになっておりまして、将来世代の負担で今の社会保障制度が維持されているという面もあるわけでありまして、そういう面で今後、サステイナブルな次世代に先送りすることなく、全くゼロというのは難しいかもしれませんが、今のような状態ではなかなか厳しく、そういう面でどういような制度設計をし

ていくのか。私自身は、連合長としてといたしますか、私自身はもっと負担を上げざるを得ないのではないかと考えているわけでありまして、それも消費税を上げるべきではないというような議論も一方でありまして、これはなかなか容易ではないなと思っております。

したがいまして、今後の日本の未来を決める大きな話でもありますので、国民的議論をしていくべきであろうと考えております。私自身は、負担を上げてでも社会保障を手厚くすべきではないかと考えているわけですが、広域連合としては、何度も事務局長も申し上げておりますように、独自の財源があるわけではありませぬので、広域連合として、じゃあどうするんだと言われましても、これは国の決定を待つしか仕方ないというのが実態であることは御理解賜りたいと思います。

○議長（寺崎秀俊）　大眉議員。

○16番（大眉　均）　連合長が言われましたように、高齢者の生活実態を見ますと、本当に大変なことになるというふうに私、思っています。そういう点で、広域連合が要望されておりますように、この2割負担を何としてもやめさせてほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺崎秀俊）　質問は終わりました。

ここで、議事の都合により副議長と交代いたします。

○副議長（西村銀三）　失礼します。副議長の西村です。よろしく申し上げます。

日程第13、「議長の辞職」を議題といたします。

本件は、寺崎議員から議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、寺崎議員の退席を求めます。

（寺崎議員　退席）

○副議長（西村銀三）　お諮りします。

寺崎議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村銀三) 御異議なしと認めます。

よって、寺崎議員の議長辞職は許可されました。

退席中の寺崎議員の入場を許可いたします。

(寺崎議員 入場)

○副議長(西村銀三) 寺崎議員から御挨拶があります。

(寺崎議員 登壇)

○議員(寺崎秀俊) 議長退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、昨年8月、広域連合議会議長に就任いたしました。この間、議員各位におかれましては、格段の御理解、御協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。簡単でございますが、これをもちまして、退任の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○副議長(西村銀三) 御挨拶は終わりました。

次に、日程第14、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村銀三) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村銀三) 御異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に15番、宝塚市の北野議員を指名いたします。こ

れに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村銀三) 御異議なしと認めます。

よって、北野議員が議長に当選されました。本席から当選の告知をし、議長就任の御挨拶をお願いいたします。

(北野議長 登壇)

○議長(北野聡子) ただいま、皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会議長につくことになりました、宝塚市の北野聡子でございます。皆様方の御協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

○副議長(西村銀三) 御挨拶は終わりました。

この際、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

○議長(北野聡子) 日程第15、「副議長の辞職」を議題といたします。

本件は、西村議員から、副議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、41番、西村議員の退席を求めます。

(西村議員 退席)

○議長(北野聡子) お諮りいたします。

西村議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北野聡子) 御異議なしと認めます。

よって、西村議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の西村議員の入場を許可します。

(西村議員 入場)

○議長(北野聡子) 西村議員から御挨拶があります。

(西村議員 登壇)

○議員(西村銀三) 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は、皆様方に御選任いただき、広域連合議会副議長に就任いたしました。在任中、議員各位には、格段の御理解、御協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。簡単でございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長(北野聡子) 御挨拶は終わりました。

次に、日程第16、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北野聡子) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北野聡子) 御異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に30番、猪名川町の宮脇議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北野聡子) 御異議なしと認めます。

よって、宮脇議員が副議長に当選されました。本席から当選の告知をし、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

(宮脇副議長 登壇)

○副議長(宮脇 修) ただいま、皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会副議

長につくことになりました、猪名川町、宮脇でございます。北野議長を補佐し、広域
連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。皆様方の御指導、御鞭撻をお
願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。
よろしく申し上げます。

○議長（北野聡子） 御挨拶は終わりました。

次に、日程第17、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任
の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原広域連合長。

（藤原広域連合長 登壇）

○広域連合長（藤原保幸） ただいま上程されました、同意第1号「兵庫県後期高
齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について、御説明申し上げます。

定例会提出議案書の19ページを御覧いただきたいと思いますが、本件は、岩見武
三副広域連合長が本日付をもって退任いたしますので、副広域連合長として、新たに
橋本省三福崎町長を選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第
4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。何とぞ、よろしく御審議
のほど、お願い申し上げます。

○議長（北野聡子） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北野聡子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。この際、本日付をもって副広域
連合長を退任されます、岩見武三市川町長より発言を求められておりますので、これ
を許可します。

岩見武三市川町長。

(岩見市川町長 登壇)

○市川町長（岩見武三） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。副広域連合長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は、一昨年２月に皆様方に御選任いただき、副広域連合長に就任させていただきました。在任中、議員各位には、格段の御理解、御協力をいただきましたことを心から御礼申し上げ、簡単でございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(岩見市川町長 退場)

○議長（北野聡子） 次に、日程第１８、同意第２号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、山本議員の退席を求めます。

(山本議員 退席)

○議長（北野聡子） 提案理由の説明を求めます。

藤原広域連合長。

(藤原広域連合長 登壇)

○広域連合長（藤原保幸） ただいま上程されました、同意第２号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、御説明申し上げます。

定例会提出議案の２０ページをお開きください。

本件は、平成３０年第１回定例会で選任いたしました小林議員が監査委員の職を退任されましたので、後任に広域連合議員のうちから選任する監査委員として、たつの市の山本議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。何とぞ、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（北野聡子） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北野聡子) 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の、議員の入場を許可します。

(山本議員 入場)

○議長(北野聡子) 次に、日程第19、「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で任期は1年としておりますので、同条例第3条の規定により、議長において、1番、神戸市、寺崎議員、18番、川西市、小田議員、25番、南あわじ市、登里議員、38番、上郡町、遠山議員、以上4名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北野聡子) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全て終了いたしました。議員各位におかれましては、終始御審議いただき、また議事進行に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、御挨拶があります。

藤原広域連合長。

(藤原広域連合長 登壇)

○広域連合長(藤原保幸) 本日の定例会におきまして、御提案申し上げました各議案等につきまして、慎重なる御審議を賜り、いずれも御賛同いただきまして、厚く

御礼申し上げます。

今後とも、関係県下41市町と連携・協力し、引き続き、現行制度の安定的な運営に努めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は、どうも、ありがとうございました。

○議長（北野聡子） 御挨拶は終わりました。

これもちまして、平成31年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 寺崎 英俊

議 長 北野 聡子

副 議 長 西村 銀三

署名議員 佐藤 徳治

署名議員 藤原 茂